



日本年金機構
Japan Pension Service

Press Release

平成28年4月22日

(照会先)

厚生年金保険部長 楠元 金一郎

(電話直通 03-6892-0766)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

熊本地震により被害を受けられたみなさまへの

お知らせについて

(厚生年金保険料等の納期限の延長について)

熊本地震により被害を受けられたみなさまに心よりお見舞い申し上げますとともに、
一日も早い復興をお祈りいたします。

このたび、被害を受けられたみなさまへのお知らせを別紙のとおり取りまとめました
ので、お知らせいたします。

以上

被災された事業主、船舶所有者のみなさまへ

厚生年金保険料等の納期限の延長 についてのお知らせ

熊本地震により被害を受けられたみなさまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

○ 厚生年金保険料等の納期限の延長について

熊本地震による災害に伴い、対象地域に所在地を有する事業所・船舶所有者について、厚生年金保険料等（注）の納期限が延長されます（平成 28 年 4 月 22 日付厚生労働省告示）。

なお、厚生年金保険料等の預金口座からの引き落としは納期限が延長されている間は停止します。

（注）厚生年金保険料、船員保険料、全国健康保険協会の管掌する健康保険料、子ども・子育て拠出金

（対象地域：熊本県）

- 熊本県外に所在地を有する事業所・船舶所有者のみなさまについては、このたびの震災により被害を受けた場合は、申請をいただくことにより、納付の猶予が認められる場合がありますので、被災者専用フリーダイヤルまたはお近くの年金事務所へご相談ください。

お問い合わせは、「被災者専用フリーダイヤル」へ

☎ 0120-558-656 （通話無料）

期 間： 平成 28 年 4 月 21 日（木）～

受付時間 月： 午前 8 時 30 分から午後 7 時

火 ～ 金： 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

土日・祝日： 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

※ 5 月以降の受付日時については、日本年金機構ホームページでご確認ください。